

# 蔵王町統合中学校設計プロポーザル実施要項

令和3年9月7日

## 蔵王町

### 1 プロポーザル実施の目的

- 現在、蔵王町には円田中学校、宮中学校及び遠刈田中学校の3中学校がそれぞれの地域で中学校教育を担っています。
- 今回の計画は、  
「学校教育環境検討委員会」から平成26年（2014年）11月に答申を受け、  
「第五次長期総合計画」に位置付け、  
既存3中学校を統合し、新設の中学校として整備するものです。
- 統合中学校は、
  - ・「自主」自ら学ぶ、広く深く考える生徒
  - ・「敬愛」感謝と思いやりの心を持つ生徒
  - ・「活力」健康で心身共にたくましい生徒を教育目標として、ふるさと蔵王町を誇りに思い、たくましく生き抜く力を身に付けた、蔵王町で、そして広く国際社会で活躍する人材育成を目指すものです。
- 本プロポーザルは「蔵王町統合中学校新築設計業務」（仮称）の委託に当たり、設計者の選定方法の公平性等を確保しつつ、優れた設計者を選定するため、公募型プロポーザル方式により、広く提案を求め、この業務に最も適した設計業務委託候補者（以下「設計候補者」という。）を選定することを目的としています。

※計画の概要については「蔵王町統合中学校計画概要書」（別添）を参照願います。

### 2 一般事項

- (1) 名称：蔵王町統合中学校設計プロポーザル
- (2) 主催者：蔵王町
- (3) プロポーザルの趣旨
  - プロポーザルは具体的な設計案を求めるものではなく、必要な技術提案書の提出を求め、設計候補者の選定を行うものです。
- (4) 選定方式：公募型プロポーザル、2段階選定方式
- (5) 事務局：蔵王町教育委員会
  - 担当：蔵王町教育委員会 教育総務課 統合中学校準備室
    - ・〒989-0821 宮城県刈田郡蔵王町大字円田字西浦5
    - ・電話：0224-26-8003 FAX：0224-33-2019
    - ・E-mail：kyouikusoumu@town.zao.miyagi.jp

### 3 参加申込者の資格要件等

#### (1) 参加申込者の資格要件

○本プロポーザルに参加を申し込む建築設計事務所(以下「参加申込者」という。)の必要な資格は、参加申込日において次の各号に該当することとします。また、参加申込者は単体企業または共同企業体とします。

イ 宮城県建設関連業務指名競争入札参加資格承認者名簿(業種「建築設計」に限る。)または蔵王町建設関連業務競争入札参加資格承認者名簿に登録された者であること。

※蔵王町建設関連業務競争入札参加資格承認については、随時登録が可能であり、手続きについては事務局に確認願います。

ロ 宮城県内に本社(店)、支社(店)又は営業所があること。

ハ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

ニ 「宮城県建設工事入札参加登録者等指名停止要領」または「蔵王町建設工事入札参加業者指名停止要領」に基づく入札参加指名停止措置を受けていない者であること。

ホ 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けている者であること。

ヘ 「蔵王町暴力団等排除措置要綱」(平成20年12月1日要綱24号)別表に掲げる措置要件のいずれにも該当しない者であること。

#### ※共同企業体の要件

・設計共同体を結成して参加する場合は、次の要件を満たしていることとします。

- 共同企業体とする場合、構成する企業は(1) 資格要件をすべて満たすこととします。ただし、代表企業以外は(1) 資格要件のうちロを適用しないこととします。

- 共同企業体とする場合、(2) 実績要件のうちイは、代表企業が満たすこととし、代表者以外は適用しないこととします。

- 共同企業体を構成する企業は、単体または他の共同企業体の構成する企業として、参加申込者にはなれないこととします。

- 自主的に結成された設計共同企業体であることとします。

- 構成員数は3者以下であることとします。

- 各構成員の出資比率は10%以上であること。また、代表者の出資比率は最大であることとします。

- いずれの構成員も、本プロポーザルに参加する他の設計共同企業体の構成員または協力会社を兼ねていないこととします。

#### (2) 参加申込者の実績要件

○参加申込者は次の実績要件のすべてを満たすものものとします。

○共同企業体としての実績については、代表者として行ったものに限りします。

イ 建築設計事務所として、同種または類似施設の業務実績があること。

ロ 設計を担当する管理技術者は、同種または類似施設の業務実績があること。

#### ※同種・類似施設の業務実績

・用途要件：学校(幼稚園を除く。)の校舎と屋内運動場(校舎が含まれていない場合は対象外)

※校舎、屋内運動場の定義：公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目による。

・規模要件：延べ面積 2,000㎡以上

・業務内容：上記要件を満たす新築・改築・増築の基本・実施設計の実績

・対象期間：過去15年以内(平成18年4月1日以降)に業務を完了したもの

### (3) 参加申込者の参加形態

- イ 設計は、管理技術者及び建築、構造、電気、機械の各業務分野を分担する主任担当技術者から構成される「設計チーム」によって行うこととします。
- ロ イに規定する「設計チーム」の構成員のうち管理技術者は、参加申込者（共同企業体の場合は、代表企業）に所属する一級建築士とすることとします。
- ハ イに規定する「設計チーム」の構成員のうち建築主任技術者は、参加申込者（共同企業体の場合は、代表企業または構成企業）に所属する一級建築士とすることとします。
- ニ イに規定する「設計チーム」の構成員のうちロ及びハに規定する一級建築士以外の者は、参加申込者以外の事務所に所属する技術者とすることができることとします。ただし「設計チーム」の構成員が他の「設計チーム」の構成員を兼ねることはできません（参加申込者において各構成員へ他の「設計チーム」の構成員となっていないことを確認ください）。
- ホ 同一の参加申込者からの設計チームは、1チームに限ります。

## 4 評価・選定

### (1) 審査委員会

- 技術提案書の審査は、蔵王町統合中学校設計プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)が行います。
- 審査委員会は、次の委員5名により組織されます(五十音順、敬称略)。
  - ・委員 石井 敏 (東北工業大学 副学長兼建築学部長)
  - ・委員 小貫 勅子 (東北大学キャンパスデザイン室 特任講師)
  - ・委員 平間 喜久夫 (蔵王町 副町長)
  - ・委員 文谷 政義 (蔵王町 教育長)
  - ・委員 三浦 俊徳 (一般財団法人 宮城県建築住宅センター 理事長)

### (2) 評価・選定方式

- 評価・選定は、審査委員会による2段階方式により行います。

#### イ 第1段階

- ・審査委員会が、蔵王町統合中学校設計プロポーザル評価要領(以下、「プロポーザル評価要領」という。)に基づき評価を行い、参加申込者の中から5者程度(以下、「第2段階審査対象者」という。)を選定し、第2段階のプレゼンテーション・ヒアリングへの参加を要請します。
- ・応募者総数が5者以下の場合は、全ての応募者が第2段階審査対象者となります。

#### ロ 第2段階

- ・審査委員会は、第2段階審査対象者からの技術提案書に関するプレゼンテーション・ヒアリングを経た上で、プロポーザル評価要領に基づき評価し、最も優れた提案者を設計候補者として選定します。また、次順位の提案者を次点候補者として選定します。

#### ※プレゼンテーション・ヒアリングの実施(予定)

- ・プレゼンテーション・ヒアリングの実施方法等については、第2段階審査対象者へ別途通知します。
  - ・プレゼンテーション・ヒアリングへの出席者は5名以内とし配置予定技術者に限ることとします。
  - ・使用する資料は、提出された「業務実施方針」及び「技術提案書」とし、新たな説明資料の追加はできません。
  - ・持ち時間は、1者あたり40分程度とし、うちプレゼンテーションの時間は15分以内とします。
- ※プレゼンテーション・ヒアリングの実施方法は、原則、対面方式で行いますが、新型コロナウイルス感染症が感染拡大した場合には、オンライン方式に変更する場合があります。

### (3) 選定結果の発表

- 第1段階の選定結果については令和3年10月28日(木)午後4時頃(予定)に、第2段階の選定結果については令和3年11月5日(金)午後4時頃(予定)に、それぞれ蔵王町のホームページに掲載します。
- 審査経過、審査委員長の講評については、蔵王町のホームページで公表します。

## 5 手続き等

### (1) 実施要項の入手

- 本プロポーザルの参加申込方法等を含む実施要項等は、蔵王町ホームページから入手してください。

### (2) 参加申込等

- 本プロポーザルに参加を申し込む場合は、以下により手続き願います。
- 参加申込書を提出され、事務局による事前審査により参加資格等が確認された場合は「参加承認書」(様式11)を交付します。参加資格が確認できなかった場合は、その旨を通知します。  
※令和3年9月30日(木)までに「参加承認書」が届かない場合は、事務局に確認願います。

#### イ 提出書類

- ・参加申込書：様式1
- ・業務実績説明書：様式2
- ・設計チーム配置予定技術者調書：様式3
- ・協力会社調書：様式4 ※主任担当技術者が参加申込者以外の者の場合に提出

※設計共同企業体として参加する場合は、以下の書類

- ・設計共同企業体協定書提出届：様式5-1
- ・委任状：様式5-2

※記載内容、必要となる添付書類については、各様式の注意事項等を参照願います。

#### ロ 提出部数：各1部

#### ハ 提出場所：事務局

#### ニ 提出期間：令和3年9月8日(水)から令和3年9月28日(火)まで

- ・土曜日、日曜日及び休日を除く日の午前10時から午後4時まで
- ・郵送の場合は、令和3年9月28日(火)の消印のあるものまで有効としますが、到着の有無を必ず事務局まで確認願います。

#### ホ 提出方法：持参又は書留による郵送とします。封書には「蔵王町統合中学校設計プロポーザル参加申込書在中」と朱書きしてください。

### (3) 質問及び回答

#### イ 質問：本プロポーザルに関する質問は、下記により質問書を提出してください。

- ・質問は、参加申込書、技術提案書の作成に関する事項に限るものとし、評価及び審査に関する質問並びに提案内容に関する質問は受け付けません。

#### ・質問書：様式6

#### ・提出場所：事務局

#### ・提出期間：令和3年9月9日(木)から令和3年9月21日(火)まで

- 土曜日、日曜日及び休日を除く日の午前10時から午後4時まで

#### ・提出方法：持参又は郵送とし、郵送の場合は、提出期間末日必着とします。

#### ロ 回答：令和3年9月24日(金)午後4時(予定)蔵王町ホームページに掲載します。

- ・なお、質疑事項の内容により回答できない場合があります。

### (4) 現地見学会

- 現地見学会は実施しません。

- 現地は現状で残土の仮置きがされています。現地確認する場合は、周辺に対し迷惑とならないようお願いいたします。
- 現地確認の際、発生した事故等について町は一切責任を負いません。

## 6 技術提案書等の作成及び提出

- 事務局から「参加承認書」の交付があった場合は、以下により技術提案書等を提出願います。
- 技術提案書は1設計チームにつき1提案に限ります。
- 参加承認書の交付があった後で、技術提案書を提出しない場合は、辞退届（様式10）を提出願います。

### (1) 提出書類

- 技術提案書等提出届：様式7
- 業務実施方針：様式8
  - ・A4サイズ用紙、1枚（片面）、タテ使い
  - ・提出部数：紙印刷を7部と、電子データ(PDF)も提出願います。
    - － 電子データの提出は、事務局メールの送受信容量が10MBまでであるため、CD-R又はDVD-R(USBメモリーは不可)に記録して提出願います。（様式9についても同様。）
  - ・記載内容：以下の項目を中心に簡潔に記載願います。
    - － チームの特徴と全体マネジメントの方針
    - － 業務の取組方針、進め方
    - － スケジュール
    - － その他重要と考える事項
- 技術提案書：様式9
  - ・各テーマごとにA3サイズ用紙、1枚（片面）、ヨコ使い
  - ・提出部数：各テーマごとに紙印刷7部と、電子データ(PDF)も提出願います。
  - ・記載にあたっての留意事項等
    - － 各テーマについて、提案のポイントを中心に簡潔に記載願います。
    - － 表現方法に制約は設けませんが、設計を求めるものではないことに留意願います。
    - － 技術提案書は、参加者の業務理解度、提案力、提案内容の的確性、実現性、独創性、取組意欲などを判断するものであり、選定された場合に全て実施することを前提とするものではありません。

### (2) 技術提案書のテーマ及び提案ポイント

- テーマ1：土地利用計画・配置計画に対する提案
  - ＜提案のポイント＞
    - － 立地条件を考慮し、機能的な土地利用、配置計画の提案
    - － 給食センター（将来計画）の配置を想定した土地利用計画の提案
    - － 周辺地域との関係性を考慮した土地利用計画の提案
    - － 内外空間の連続性を考慮した土地利用・配置計画の提案
- テーマ2：教育方針をふまえた建築計画の提案
  - ＜提案のポイント＞
    - － 生徒の生活、活動の場としての学校の提案
    - － これからの中学校建築のあり方を考慮した建築計画の提案
    - － ITを活用した学校計画、建築計画の提案
    - － 生徒の減少に対応した建築計画の提案

### (3) 提出方法等

- 提出場所：事務局
- 提出期間：令和3年10月12日（火）から令和3年10月19日（火）まで
  - ・土曜日、日曜日及び休日を除く日の午前10時から午後4時まで
  - ・郵送の場合も、令和3年10月19日（火）必着としますので、到着の有無を必ず事務局まで

確認願います。

○提出方法：持参又は書留による郵送とします。封書には「蔵王町統合中学校設計プロポーザル技術提案書在中」と朱書きしてください。

○注意事項

- ・様式9については、各テーマの提案書をクリップ留めして提出願います。
- ・提出後の差し替え、再提出は認めません。
- ・様式8、様式9の作成にあたっては、参加者を特定することが可能となる記述や記載（会社名、ロゴ、イニシャル等）を避けてください。
- ・専門用語には注釈をつけるなど、分かりやすい表現で記載願います。

## 7 プロポーザルの日程（予定）

- 令和3年 8月31日(火)： 第1回プロポーザル審査委員会
- 令和3年 9月 7日(火)： 実施要項の公表(蔵王町ホームページに掲載)
- 令和3年 9月 9日(木)～9月21日(火)： 質問書の提出
- 令和3年 9月24日(金)： 質問に対する回答
- 令和3年 9月 8日(水)～9月28日(火)： 参加申込書等の提出
- 令和3年 9月 9日(木)～9月30日(木)： 参加承認書の交付(随時)
- 令和3年10月12日(火)～10月19日(火)： 技術提案書の提出
- 令和3年10月27日(水)： 第2回プロポーザル審査委員会 第1段階審査
- 令和3年10月28日(木)： 第1段階選定結果(第2段階審査対象者)の通知
- 令和3年11月 4日(木)： プレゼンテーション・ヒアリング
- 令和3年11月 4日(木)： 第3回プロポーザル審査委員会 第2段階審査
- 令和3年11月 5日(金)： 最終結果(設計候補者)の公表(蔵王町ホームページに掲載)
- 令和3年11月12日(金)： 審査経過、審査委員長の講評の公表(蔵王町ホームページに掲載)
- 令和3年11月下旬まで： 契約予定

## 8 設計業務委託

### (1) 業務委託契約

○設計候補者との間で設計業務委託契約(随意契約)を締結することを基本とします。

### (2) 業務内容

○業務名称：蔵王町統合中学校新築設計業務(仮称)

○業務概要

・基本・実施設計

- 校舎新築設計： 延べ面積 約 4,300㎡
- 屋内運動場新築設計： 延べ面積 約 1,500㎡
- 武道場新築設計： 延べ面積 約 450㎡
- その他附属建物等新築設計： 延べ面積 約 90㎡

-----  
- 合計： 延べ面積 約 6,340㎡

・敷地の土地利用計画、外構

・積算・各種手続き等

※給食センターは施設の配置計画は業務に含みますが、施設の設計は委託業務に含みません。

※敷地の造成設計は対象外とします。

○履行期限

- ・基本設計：令和4年10月（予定）
- ・実施設計：令和5年12月（予定）

### (3) 設計業務委託料

○業務に対する設計業務委託料は、町が定める方法により算出した額を上限とします。

### (4) 管理技術者等

○本業務委託の受託者の管理技術者及び各業務分野の主任担当技術者は、設計チーム配置技術者調書（様式3）に記載した者をそれぞれ選任するものとします。

## 9 著作権及び提出図書の取扱い

### (1) 著作権の帰属

○提出された技術提案書の著作権は、参加申込者に帰属するものとします。なお、著作権が第三者に帰属する著作物の使用の責は、参加申込者に全て帰するものとします。

### (2) 技術提案書の取扱い

○前項の規定にかかわらず、本プロポーザルに関する公表、展示及びその他町が必要と認める場合に、町は提出された技術提案書を無償で使用することができるものとします。

○第2段階審査対象になった技術提案書を公表すると共に、第1段階審査対象技術提案書についても公表する場合があります。

## 10 経費の負担

○参加申込者の技術提案書の作成、提出及びプレゼンテーション・ヒアリング等、本プロポーザルへの参加に要した全ての経費は、参加申込者の負担とします。

## 11 失格

○次に該当した場合は、失格となる場合があります。

- ・参加申込者の資格要件等に違反した場合
- ・提出書類に虚偽の記載をした場合
- ・「実施要項」の基本的な条件に違反した場合
- ・参加申込書提出後、「宮城県建設工事入札参加登録者等指名停止要領」または「蔵王町建設工事入札参加業者指名停止要領」に基づく入札参加指名停止措置を受けた場合

## 12 その他

○町は、提出書類を無断で使用しないものとします。

○町は、設計候補者の選定を行う作業に必要な範囲において、提出書類の複製を製作することがあります。

○「設計チーム配置技術者調書」（様式3）に記載された管理技術者及び各主任担当技術者は、病気、死亡等極めて特別の理由があると認められた場合を除き、変更することはできません。

○提出された書類は、返却しません。

- 書類等の作成において使用する言語、通貨、時刻及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に規定された単位に限ります。
- 提出された書類の訂正、差し替えは認められません。
- 提出された書類の内容により、必要に応じ追加資料の提出を求めることがあります。

## ■様式及び添付書類等

※各様式にも注意事項等の記載がありますので確認願います。

### 様式1：参加申込書

【添付書類等】※設計共同企業体の場合は全ての構成員について提出

- ・入札参加登録書の写し：1部
- ・建築設計事務所登録証明書の写し：1部

### 様式2：業務実績説明書

【添付書類等】

- ・記載業務を実施した証明となる資料（契約書等の件名・期間・業務内容が分かる部分）の写し：1部
- ・基本設計と実施設計と別契約で受注している場合には、様式2に両方の契約について記載し契約書写し等も両方の契約について提出願います。

### 様式3：設計チーム配置技術者調書

【添付書類等】

- ・配置技術者の保有資格を証する資料の写し：1部 ※1級建築士登録免許証の写し 等

### 様式4：協力会社調書

- ・主任担当技術者が参加申込者以外の者の場合に提出願います。

### 様式5-1：設計共同企業体協定書提出届

【添付書類等】

- ・出資比率の確認ができる資料の写し：1部

### 様式5-2：委任状

- ・設計共同企業体の場合に提出：1部

### 様式6：質問書

### 様式7：技術提案書等提出届

### 様式8：業務実施方針

### 様式9：技術提案書 ※テーマ別に作成

### 様式10：辞退届

- ・参加承認後、参加を辞退する場合に提出願います。